

**大崎海星高等学校魅力化推進コーディネーター
業務委託仕様書**

1 業務の名称

大崎海星高等学校魅力化推進コーディネーター業務

2 業務の目的

広島県立大崎海星高等学校が策定した「大崎海星高校魅力化プロジェクト推進計画」に係るコーディネート業務を実施することにより、同計画の目標達成を支援するとともに、同計画に基づく事業の円滑な遂行を図る。

3 業務委託期間

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の遂行

本業務を実施するにあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員配置、最新の各種情報及び最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

5 業務の指示及び監督

- (1) 受託者は、町が定める監督員の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、並びに本仕様書に明記されていない事項については、町と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6 業務の内容

- (1) 魅力化推進事業に関する業務のうち、次に掲げる業務

① 大崎海星高校魅力化プロジェクトの PR 等に関すること

- ・魅力化推進事業の PR
- ・魅力化ウェブサイトの運用・保守（更新含む。）

【留意事項】

大崎海星高校魅力化推進事業を島内外に PR するための施策を立案し、実施すること。

② 魅力化プロジェクトの推進に関すること

- ・魅力化プロジェクトの進捗管理及び持続可能な仕組みづくりの検討、立案
- ・大崎上島町と大崎海星高校の連携に係る調整
- ・大崎海星高校が実施する大崎上島学における関係者間の調整及び実施支援
- ・その他魅力化推進事業に係る関係機関等の連携調整

【留意事項】

必要に応じて関係機関等を集めた会議を設定し、実施すること。

③ 生徒募集に関すること

- ・大崎海星高校が実施する生徒募集に係る事業支援

【留意事項】

今夏に実施予定の高校見学ツアーについては、必ず企画を立案し、実施すること。

と。

④ AO、推薦入試対策講座に関すること

- ・AO、推薦入試対策委託業者との連絡調整
- ・AO、推薦入試対策講座の実施

【留意事項】

今年度はAO、推薦入試対策委託業者が20回/年程度、業務受託者が30回/年程度の割合で講座を行う予定。

⑤ 地域おこし協力隊員の募集・広報に関すること

- ・公営塾スタッフ、学生寮ハウスマスター業務のPR
- ・関係機関（者）との調整

【留意事項】

現段階では、今年度の地域おこし協力隊員採用予定はないが、魅力化プロジェクトとともに公営塾スタッフ、学生寮ハウスマスター業務のPRを実施し、関係機関（者）との連絡調整を継続的に行うこと。

⑥ その他

- ・各会議議事録の作成
- ・各事業に係る報告書の作成
- ・魅力化プロジェクトに係る視察の受入調整、対応

【留意事項】

本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、町との調整を図ること。また、本業務は一部が国庫交付金事業であることに鑑み、明朗な会計に努めること。特に消費税及び地方消費税については適切に処理すること。

7 委託業務実施計画書

受託者は、契約後、速やかに本事業全体に関する委託業務実施計画書（実施体制、事業計画・広報計画）を提出し、事業実施について町と協議を行うこと。

8 成果物

- (1) 受託者は、成果物を業務完了日までに大崎上島町総務企画課（広島県豊田郡大崎上島町東野 6625-1）に納品すること。
- (2) 成果物の納品形式
成果物の納品形式は、以下のとおりとする。
 - ① 事業実施報告書（原則 A4 判両面印刷、縦置き横書き（横綴じ））
 - ② 事業費支出報告書（業務の一部においては、領収書等の証拠書類を添付を義務付ける）
- (3) 成果物の帰属等
 - ① 本業務の成果物は、すべて町に帰属するものであり、受託者は町の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三社の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
 - ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受

託者の責任により対処するものとする。

(4) 成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに町が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

9 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人番号を取り扱う場合は、大崎上島町個人情報保護条例（平成 17 年大崎上島町条例第 2 号）を遵守しなければならない。

11 再委託の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に町に文書をもって協議し、承認を得なければならない。